

案件概要書

2014 年 2 月 25 日
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 案件名（国名）

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：第二期ダナン港改良事業

(Tien Sa - Danang Port Improvement Project (Phase 2))

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における港湾セクターの開発実績（現状）と課題

ベトナムは約 3,200km に亘る海岸線と、紅河及びメコンデルタを中心に約 11 万 4,000km に亘る船舶の航行可能な河川・運河を有しており、道路網とともに海運及び内陸水運が物流の重要な手段となっている。海岸線や河川・運河に沿って 126 の港湾が存在するが、そのうち 24 港が国際貿易に用いられている。

ベトナム中部のダナン市は人口約 97 万人の中部最大都市であり、市北部のダナン港周辺には輸出加工特区等の物流・生産拠点多く立地している。近隣のクアンナム省及びクアンガイ省も含めると人口は約 365 万人に上り、20 以上の工業団地が操業中ないし今後操業の予定であり、ダナン市周辺の工業団地（ホアカイン工業団地、ダナン工業団地、ホアカム工業団地）には、日本企業を始めとした海外企業が進出している。

ダナン港は、ティエンサターミナル（海洋港）（以下「ティエンサ港」という。）、ソンハンターミナル（河川港）及び特定企業が専用する複数のターミナルからなっており、ティエンサ港は、取扱貨物量で南部のサイゴン港、北部のハイフォン港に次ぐ国内第三位の国際海洋港である。ティエンサ港は中部地域の海運の中心であり、かつベトナム、ラオス、タイ、ミャンマーを貫く全長 1,450km の東西経済回廊の東の玄関口にもなっていることから、海外経済協力基金（OECF）は 1998 年に「ダナン港拡張事業に係る案件形成促進調査」を実施し、第一段階として既存のティエンサ港をリハビリし、第二段階としてティエンサ港の拡張を行い、第三段階として新港（リエンチュウ港）を建設する段階的な整備計画を提案し、ベトナム政府の基本合意を得ている。これを元に、1999 年に第一段階として既存のティエンサ港をリハビリする円借款「ダナン港改良事業（10,690 百万円）」を供与している。

上記事業による改修後、ティエンサ港の需要は順調に伸び、計画取扱貨物量（年間 2.2 百万トン）に対し、2012 年には取扱貨物量は 4.4 百万トンに達しており、第二段階としてのティエンサ港の拡張は喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における港湾セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2020 年を目標としたベトナム政府の港湾整備計画では、ベトナムの産業化、近代化に伴う貨物需要を満たすため、効率的で競争力のある港湾を整備していく必要があるとされており、ティエンサ港はベトナム中部の主要な国際港として位置づけられていることから、優先度は高い。また、2020 年を目標としたベトナム政府の中部経済圏社会経済発展戦略では、ダナン市を中部地域の工業・観光・貿易の中心地として位置付けており、ティエンサ港の改良は最優先事業に挙げられている。

(3) 港湾セクターに対する我が国の援助方針

2012 年 12 月に策定された対ベトナム国別援助方針においては、「成長と競争力強化」を重点分野に掲げており、その中でも港湾を含む幹線交通及び都市交通網の整備は、経済成長に伴い増大している経済インフラ需要に対応するため、重要課題として位置づけられている。

(4) 他の援助機関の対応：近年、港湾整備に対する他援助機関からの直接的な援助は無い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、ベトナム中部地域の海運の中心であるダナン港（ティエンサ港）の拡張を行うことにより、同国において増大している貨物需要への対応を図り、もって同国の経済成長促進・国際競争力強化並びにメコン地域開発の連結性強化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：ベトナム社会主義共和国ダナン市

(3) 事業概要

1) 港湾整備

①岸壁整備（バース6：延長225m、水深11m、バース7：延長396m、水深14m）

②コンテナターミナル拡張に係る埋立・地盤改良工事

③航路・泊地浚渫（約1,400,000m³）

④コンテナヤード整備、荷役機械等調達

2)コンサルティング・サービス（入札補助、施工監理、環境・社会・安全対策面での支援等）

(4) 事業実施体制

借入人：ベトナム社会主義共和国政府（The Government of the Socialist Republic of Viet Nam）

事業実施機関：交通運輸省（Ministry of Transport）

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：B

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大ではないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。

2) 貧困削減促進等：特になし。

(6) 他スキーム、他ドナー、他案件等との連携：特になし。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1)類似案件の評価結果：フィリピン「レイテ工業団地港湾開発事業」の事後評価等により、レイテ工業団地の整備に伴い他進出企業の貨物も取り扱うこととされていたが、想定よりも同工業団地への企業進出が遅れたことから、審査時点における同工業団地への企業誘致計画の確認、検討及び事業実施段階・運用段階での企業誘致策・実施につきフォローする必要があるとの教訓を得ている。

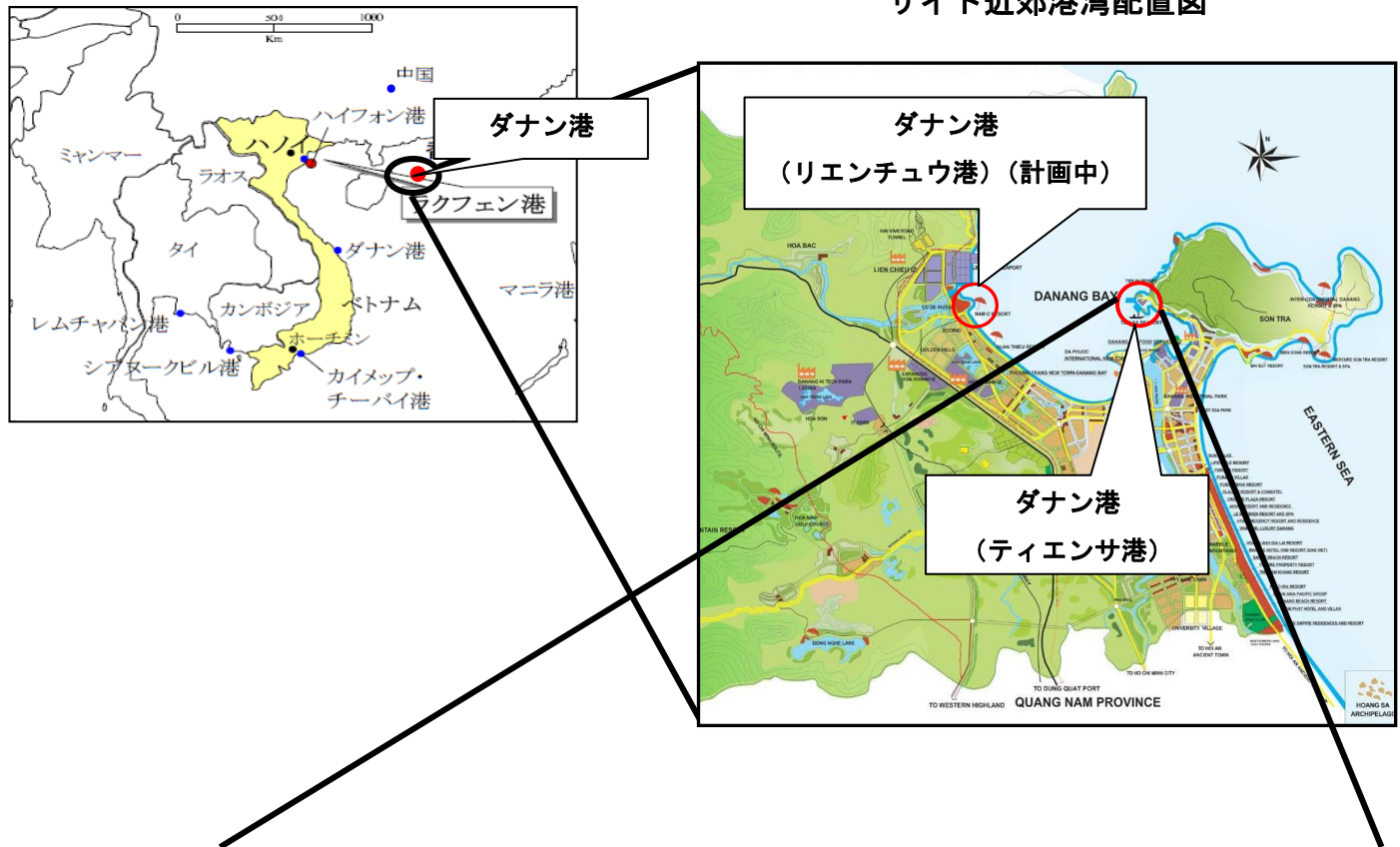
(2)本事業への教訓：上記教訓を踏まえ、港湾の背後地である工業団地の計画、整備状況、企業の進出状況及び企業誘致策について調査において確認する。

[別添資料] 地図

以上

第二期ダナン港改良事業 地図

サイト近郊港湾配置図



サイト周辺地図

